

日冷倉協発第 126 号
2026 年 2 月 4 日

寄託者 各位

一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会
業務委員長 西川 公人

改正標準冷蔵倉庫寄託約款への移行について

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は冷蔵倉庫業界へ格段のご高配を賜り心より御礼申し上げます。

さて、この度、倉庫業界において取引の標準となっている標準冷蔵倉庫寄託約款が改正され、国土交通省により告示されました（本年4月1日より施行）。

これは、本約款が制定から60年以上を経過し、時代の変化や、関連法規の改正等に伴い、実態に即していないことや、新たに生じた課題などに対応できていないことが顕在化するところとなったため、国土交通省により内容の全面的な見直しが行われたことによるものです。

ご認識のとおり、冷蔵倉庫事業者は倉庫業法により冷蔵倉庫寄託約款を定め、国土交通大臣に届け出ることが義務付けられていますが、国が定める標準冷蔵倉庫寄託約款と同一の約款を定めた場合は、届け出をしたものとみなすと規定されています。これは、標準冷蔵倉庫寄託約款が公的な規律として、寄託契約の準拠基準になっていることを裏付けるもので、今回についても改正標準冷蔵倉庫寄託約款を適用する場合は届け出不要となります。

日本冷蔵倉庫協会としては、ほとんどの会員事業者は標準冷蔵倉庫寄託約款を採用しており、今回も改正標準冷蔵倉庫寄託約款を採用すると考えられますので、貴社におかれましても、以上の事情をご賢察のうえ、会員事業者からの改正標準冷蔵倉庫寄託約款への移行にかかる申し入れについては、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。